

## 沼津市ボランティアセンターボランティア登録基準

### (目的)

第1条 この基準は、沼津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が設置する沼津市ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の円滑な運営をしていくにあたり、ボランティア団体及び個人ボランティアの登録に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録の要件)

第2条 ボランティアセンターに登録しようとする団体及び個人は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 市民福祉の向上のために、自発的かつ継続的にボランティア・市民活動等の公益的な活動を行う非営利団体または個人であること。（※会員向け互助活動のみを行う団体は除く）
- (2) 政治的、宗教的、営利的目的がないこと。
- (3) 団体の場合、沼津市内を主たる活動の場（年間の活動の過半数が沼津市とする）とし、代表者が明確であり、団体の活動内容を公表できること。
- (4) 団体の場合、構成員の過半数が沼津市内に在住、又は在勤、在学していること。
- (5) 企業や学校そのものの登録でないこと。（ただし、企業や学校の内部で立ち上げられたボランティアグループはこの限りではない。）
- (6) ボランティアセンターと連携をとり、市社協の行う事業等に協力すること。
- (7) 暴力団または暴力団の構成員もしくはその統制下にある団体など、法令、公序良俗等に違反する団体及び個人でないこと。
- (8) 活動目的、内容により沼津市社会福祉協議会会長が特に認めた団体及び個人であること。

### (登録方法)

第3条 ボランティアセンターに団体登録を希望する場合、次の第1号及び第2号に掲げる書類をボランティアセンターに提出するものとする。また、個人登録を希望する場合、第3号に掲げる書類をボランティアセンターに提出するものとする。

- (1) 沼津市ボランティアセンターボランティア登録申込書（グループ用）第1号様式
- (2) 活動内容が分かる書類（規約又はそれに準ずるもの、総会資料、チラシ等）
- (3) 沼津市ボランティアセンターボランティア登録申込書（個人用）第2号様式

(沼津市ボランティア連絡協議会)

第4条 ボランティアセンターに登録した場合、沼津市ボランティア連絡協議会に加盟することができる。

(登録更新)

第5条 2年に一度、ボランティア活動調査とあわせて、ボランティアセンターに登録をしている団体に必要書類を送付し、ボランティア活動の意思確認を行い、更新を行う。

(登録の取り消し)

第6条 ボランティアセンターは、次のような場合、登録期間中であっても登録を取り消すことができる。

- (1) 登録した団体及び個人から登録の取り消しの申し出があったとき。
- (2) 第2条に定める要件に反したとき。
- (3) 登録した団体及び個人の存在が確認できないとき。
- (4) 4年間、ボランティアセンターから団体へ連絡しても意思確認等確認がとれなかったとき。

(ボランティア補助金)

第7条 ボランティアセンターに登録した場合、別途定める社会福祉法人沼津市社会福祉協議会補助金交付規程に基づき、補助金の交付申請をすることができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、沼津市社会福祉協議会会長が定める。

附 則

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。